令和８年（フ）第４１２号
鹿児島市鴨池２丁目１番12号　スカイビル405号
債務者　二宮　佑介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１４号
代替住所Ａ（旧住所　鹿児島県大島郡伊仙町大字喜念530番地）
債務者　森　あずさ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４３号
鹿児島市浜町12番２号　浜町宿舎203号
債務者　山口　優子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４９号
鹿児島市樋之口町３番21号　ウエストパーク201号、前住所鹿児島市下荒田１丁目37番27号　メゾン・ド・プリエール205号
債務者　西元　秀己
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８０号
鹿児島市坂之上１丁目18番22号
債務者　興梠　一志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７０号
鹿児島県薩摩川内市永利町4508番地
債務者　勝岡　敬
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１３０３号
東京都町田市金森東４丁目３番30号クレスト金森Ⅰ―105
債務者　矢野　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４３号
東京都小金井市前原町４丁目11番30号
債務者　堤　　あい
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５８４号
東京都西東京市向台町１丁目２番１―403号
債務者　柏倉　陽平
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５９２号
東京都西東京市北原町１丁目26番１―105号
債務者　柏倉　千明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４８０号
愛知県安城市東端町貝戸62番地１
債務者　神谷洋二郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４８２号
愛知県西尾市熊味町北十五夜41番地１　十五夜荘202号室、旧住所愛知県碧南市志貴崎町３丁目83番地
債務者　加藤　靖裕
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３１０号
熊本県菊池郡大津町大字杉水838番地171　宮鹿野康幸方
債務者　田代　重春
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水838番地171　宮鹿野康幸方
債務者　田代　正子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―1020号　松川共同住宅
債務者　上原　真守
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３６０号
沖縄県那覇市松川１丁目16番９号
債務者　比嘉　英章
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１６号
岩手県花巻市諏訪312番地１　プロムナードＢ202号
債務者　長尾　龍也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部